

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第4回期日（20200203）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江 千束 外9名

被告 国

求釈明申立書

2020（令和2）年2月3日

東京地方裁判所 民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

他20名

2019（令和元）年11月28日付け「進行に関する意見」に記載したとおり、原告らは、被告に対し、下記の事項について釈明を求める。

本訴訟と同様の訴訟が札幌、名古屋、大阪及び福岡でも係属しているところ、下記、求釈明事項は、札幌地裁と名古屋地裁が実際に被告国に対して釈明を求めた事項と同趣旨のものである。

東京地裁においても、2019年8月9日の第2回進行協議において、裁判所から、被告の主張の主な点は憲法制定時における憲法24条の解釈論にとどまっていること、しかしながら、本件の争点は憲法制定時における憲法適合性だけでなく、仮に憲法制定当時合憲だったとしてもその後の社会情勢の変動の中で憲法適合性に変化が生じているのか否か、生じている場合それが違憲レベルまで至っているか否かという点にもあり、むしろ後者に重点があること、これについての被告の主張は極めて薄く不十分と感じているという趣旨の発言がなされており、東京地裁の問題

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第4回期日（20200203）で提出された書面です。

意識及び争点設定は札幌地裁と名古屋地裁の釈明事項に通じるものである。

憲法制定時における憲法適合性及び、仮に憲法制定当時合憲だったとしてもその後の社会情勢の変動の中で憲法適合性に変化が生じているのか否か、生じている場合それが違憲レベルまで至っているか否かという点について国が主張を具体的に明らかにし、それを裏付ける資料を提出することは、民事訴訟の目的である真実発見と正義実現のために不可欠なものである。

そこで、被告が下記釈明に応じるよう、裁判所に対し、民訴法149条1項に基づく釈明権の行使を求めるものである。

記

1. 憲法24条1項と憲法14条1項の関係の説明（「憲法24条1項・・・では・・・同性婚の成立は想定されていないのであるから、同性婚を認める法律を設けないことが憲法14条1項に違反すると解する余地はない」（被告第1準備書面20頁）との被告主張の論理説明）
2. 法律上の婚姻は男女間においてのみ認められるとしている現行民法及び戸籍法につき、立法目的及び立法目的達成手段の各合理性を支える具体的立法事実の摘示
3. 上記立法事実を示す立法当時の資料及びそれが現在でも存続していることを示す資料
4. 同性間の婚姻を認めることによって生じる弊害の有無及び内容

以上